

議案第 70 号

市川市教育振興審議会条例の一部改正について

市川市教育振興審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市教育振興審議会条例の一部を改正する条例

市川市教育振興審議会条例（平成 23 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 27 条第 1 項」を「第 26 条第 1 項」に改める。

第 7 条中「教育委員会事務局教育総務部」を「教育委員会事務局教育政策室」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い条文の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。